|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 府民文化部  　男女参画・府民協働課 | 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）外壁漏水補修工事の契約について、契約締結後に契約保証金を徴収していた。  契約名称　大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）外壁漏水補修工事  １　場所：大阪市中央区大手前一丁目３－49（大阪府立男女共同参画・青少年センター）  ２　契約期間：令和３年８月17日から同年11月30日まで  ３　契約金額：1,958,000円  ４　契約締結日：令和３年８月17日  ５　契約保証金の納付日：令和３年８月25日 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （契約保証金）  第167条の16　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。  【大阪府財務規則】  （契約保証金の納付等）  第67条　令第167条の16の規則で定める率は、契約金額の100分の５以上とする。  【大阪府財務規則の運用】  第67条関係  １　建設工事の契約に係る契約保証金の率は、100分の10以上とする。 | | 検出事項について原因は、契約保証金の納付確認後に契約締結を行う必要があるとの認識が不足していたことにある。  監査結果を踏まえ、今後は、契約保証金徴収の決裁と契約締結の決裁を別々に行い、契約保証金の納付が確認された日以降に、契約締結の決裁を行うよう徹底を図っている。  　また、再発防止のため、課内に周知徹底を行った。 |

契約手続の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月３日から同月22日まで）